

#### 第14条【裏書の権利移転の効力】

- 1 裏書は為替手形より生ずる一切の権利を移転す。
- 2 裏書が白地式なるときは所持人は
  - ① 自己の名称又は他人の名称を以て白地を補充することを得。
  - ② 白地式に依り又は他人を表示して更に手形を裏書することを得。
  - ③ 白地を補充せず且裏書を為さずして手形を第三者に譲渡すことを得。

#### 趣旨

本条1項の趣旨は、裏書に権利移転的効力を認めることにより、手形の流通を保護することにある。

#### 解説

### 1 裏書の権利移転的効力

裏書の権利移転的効力とは、裏書により、裏書人の有する手形上の一切の権利が被裏書人に移転する効力をいう。

裏書の権利移転的効力は裏書の本質的効力である。

### 2 裏書と民事保証債務・担保物権との関係

民事保証債務・担保物権は裏書の権利移転的効力によっては被裏書人に当然に移転するものではない。しかし、保証債務・担保物権には付従性・随伴性があり、主たる債権の移転とともに移転する。そのため、主たる債権が手形債権で、これが裏書されたときも、保証債務・担保物権は当事者の特段の合意がない限り移転する（最判昭45・4・21 手形小切手百選50）。

#### 最判昭45・4・21 手形小切手百選50（裏書と民事保証債務の移転）

一般に保証債権は、主たる債権を担保する目的上付従性を有し、主たる債権の移転に随伴する性質をもつものであるから、主たる債権の移転とともに移転し、主たる債権の譲渡について対抗要件が具備された場合には、主たる債権を取得した者は、保証債権の譲渡につき別段の対抗要件たる手続を履践することなく、保証債務の履行を求めることができると解するのが相当である。主たる債権が手形債権であり、債権譲渡が裏書による場合であっても、裏書によって手形債権を取得した者は、民事保証債権につき別段の指名債権譲渡の手続を履践することなく、右保証債務の履行を求めることができる。

#### 第15条【裏書の担保的効力】

- 1 裏書人は**反対の文言なき限り**引受及支払を担保す。 **11** 予11

2 裏書人は新なる裏書を禁ずることを得。此の場合に於ては其の裏書人は手形の爾後の被裏書人に対し担保の責を負ふことなし。

### 趣旨

本条1項の趣旨は、裏書に担保的効力を認めることにより、手形の流通を保護することにある。

本条2項の趣旨は、裏書が続行されて抗弁が切断されるのを避けることにある。

### 解説

## 1 定義

裏書の担保的効力とは、裏書人が裏書により、被裏書人およびその後の譲受人に対し、手形の引受（為替手形の場合のみ）・支払を担保する義務を負うという効力をいう。

無担保裏書とは、裏書人が「無担保」「支払・引受無担保」等の文言（無担保文句）を記載した裏書をいう。

裏書禁止裏書とは、裏書人が新たな裏書を禁ずる旨の記載をしてなした裏書をいう。

## 2 担保的効力の性質

担保的効力は、担保責任を負う意思表示が要求されておらず、また、担保責任を負う旨が手形に記載されるわけではないことからすれば、手形の流通性確保のために法が認めた責任と解されている（法定責任説・通説）。

これに対して、担保的効力は裏書による債務負担行為の効果であり、裏書人の意思表示に基づくものであると解する見解もある（意思表示説）。

## 3 担保的効力が認められない場合

### (1) 無担保裏書 06

無担保裏書には担保的効力が認められない（15条1項）。担保的効力は裏書の第一次的効力ではないので、裏書人の意思に基づいて一定の記載をすることによって排除しうるのである。

### (2) 裏書禁止裏書

直接の被裏書人との関係では担保的効力は認められるが、15条2項の文言に従って、直接の被裏書人より後の被裏書人に対しては担保的効力は認められない（通説）。

### (3) 期限後裏書

指名債権譲渡の効力しか認められないため、担保的効力は認められない。

### (4) 取立委任裏書

被裏書人は固有の経済的利益を有しないため、担保的効力は認められな

い。

(5) 戻裏書

戻裏書の被裏書人は、原則として、中間者に対して責任を追及できないから、その限りにおいて裏書の担保的効力は認められない。

【裏書の種類と効力】 ◀ 283

		権利移転的効力	資格授与的効力	担保的効力	
通常の譲渡裏書		○	○	○	
特殊な譲渡裏書	戻裏書	○	○	△ (原則として中間者に責任追及不可)	
	無担保裏書	○	○	×	
	裏書禁止裏書	○	○	△ (直接の被裏書人に対してのみ)	
	期限後裏書	○	○	×	
特殊な裏書	取立委任裏書	公然の取立委任裏書	×	○	×
		隠れた取立委任裏書	○	○	○
	質入裏書	公然の質入裏書	×	○	○
		隠れた質入裏書	○	○	○

第16条 【裏書の資格授与的効力】

- 1 為替手形の占有者が裏書の連続に依り其の権利を証明するときは之を適法の所持人と看做す。最後の裏書が白地式なる場合と雖も亦同じ。抹消したる裏書は此の關係に於ては之を記載せざるものと看做す。白地式裏書に次で他の裏書あるときは其の裏書を為したる者は白地式裏書に因りて手形を取得したるものと看做す。09
- 2 事由の何たるを問はず為替手形の占有を失ひたる者ある場合に於て所持人が前項の規定に依り其の権利を証明するときは手形を返還する義務を負ふことなし。但し所持人が悪意又は重大なる過失に因り之を取得したるときは此の限に在らず。

趣旨

本条1項の趣旨は、裏書に資格授与的効力を認めることにより、手形上の権利行使を容易にすることにある。

本条2項の趣旨は、善意取得を認めることにより、手形の流通を保護するこ

とにある。

## 解説

### 1 定義

裏書の資格授与的効力とは、有効な裏書が権利移転的効力を有することを背景として、被裏書人として手形上に記載された者は、その裏書により権利を取得したもものとして推定されることをいう。

「裏書の連続」とは、手形の記載上、受取人から最後の被裏書人に至るまで各裏書の記載が中断なく続いていることをいう。

16条2項は、手形債権の善意取得について定めたものである。善意取得とは、裏書によって善意無重過失で手形を取得した者は、その裏書が（法律行為として）無効であっても、手形上の権利を取得することをいう。

### 2 資格授与的効力

裏書の記載があっても、手形の記載上被裏書人が権利を取得しているとは限らない。しかし、被裏書人として記載されている者が手形を所持していれば、その者が手形上の権利者であるとの蓋然性が高い。

そこで、この蓋然性に着目して、手形上の権利行使を容易にし、手形の流通性を確保するために、手形に被裏書人と記載され、手形を所持している者に手形上の権利者としての資格を法的に認めたのである。これが、裏書の資格授与的効力である。

### 3 裏書の連続

#### (1) 裏書の連続の判断基準 06

裏書の記載が連続しているという外形的事実に基づいて、裏書の連続に資格授与的効力が認められる。

よって、裏書の連続の有無は、手形面上の記載から**外形的・形式的に判断**すべきであり、手形外の事情を考慮すべきではない（最判昭30・9・23）。

たとえば、被裏書人「A」・裏書人「A相続人B」とある場合には、相続は手形外の権利移転であるから、裏書の連続は認められない。

なお、外形的・形式的判断とはいっても、直前の被裏書人名（受取人名）と裏書人の署名との厳格な一致は必ずしも必要ではなく、社会通念上、同一人と判断できる程度に一致していればたりる（最判昭30・9・30 手形小切手百選51参照）。

#### (2) 被裏書人欄の記載のみの抹消 06

**記名式裏書の被裏書人欄の記載のみの抹消**を、裏書全体の抹消となるとみるか（全部抹消説）、白地式裏書になるとみるか（白地式裏書説）で争

いがある。全部抹消説は、白地式裏書説によると実質的権利を有しない者が容易に自己の形式的資格を作出できることになり、不当であるという価値判断を前提とする。しかし、裏書連続の有無は手形上の記載に基づいて判断すべきところ、抹消部分のみ記載がないものとみるのが最も自然な判断であるし、抹消者の合理的意思にも合致する。また、実際の手形取引において、全部抹消説が不正利用を防ぐために特に優れているわけではない。そこで、**白地式裏書説**が判例（最判昭61・7・18 手形小切手百選55）・多数説となっている。

### (3) 裏書の連続の効力 06

資格授与的効力が認められ、裏書の連続を基礎として、善意取得（16条2項）、支払免責（40条3項）が認められる。

16条1項は、裏書の連続する手形の占有者を「適法の所持人と看做す」と定めるが、これは手形上の権利者と**推定されるという意味**である（最判昭36・11・24）。

### (4) 裏書が不連続な場合

#### ア 権利行使の可否

16条1項は単に権利推定を定めるだけで、裏書の連続を権利行使の要件とはしていないから、裏書の連続を欠く場合であっても、手形所持人が自己の実質的権利を証明すれば、権利行使できる（最判昭31・2・7 手形小切手百選54）。

#### イ 証明の範囲 09

裏書の連続に資格授与的効力が認められるのは、個々の裏書の有する**個々の資格授与的効力の集積の結果**であり、裏書の不連続のためにその他の裏書が有する資格授与的効力まで破壊されることにはならないから、**裏書不連続部分について実質的権利移転の事実を証明**すれば、裏書の連続が架橋され、手形所持人は権利行使できる（架橋説）。

これに対し、裏書の資格授与的効力という法律効果の発生要件が「連続」した「裏書」であること、原則は個々の裏書による権利推定効の蓄積として資格授与的効力が認められることを重視し、不連続部分のある手形については全部の移転につき別途証明を要するという立場もある。しかし、流通証券としての便宜から、架橋説が通説である。いずれによるべきかを明示した判例はないが、最判昭31・2・7（手形小切手百選54）は、架橋説に通じる発想を窺わせる。

#### ウ 呈示の効力

手形所持人が裏書不連続部分について実質的権利移転を証明すれば、権利行使は可能であるから、付遅滞効および遡求権保全効が認められる。

裏書不連続手形の呈示でも権利の上に眠っている者とはいえないから、時効中断効も認められる（最判昭57・4・1）。

#### エ 善意取得の可否

16条2項は、裏書の連続を善意取得の要件としているとも考えられるが、手形流通の保護を徹底すべく、架橋説を前提に、裏書不連続部分について実質的権利移転を証明すれば、善意取得（16条2項類推）が認められると解されている（通説）。

#### オ 善意支払の可否

40条3項は、裏書の連続を善意支払の要件としているとも考えられるが、支払を強制される手形債務者の保護を徹底すべく、架橋説を前提に、裏書不連続部分について実質的権利移転を証明すれば、善意支払（40条3項類推）が認められると解されている（多数説）。

### 4 善意取得 （できる）

#### (1) 適用範囲

16条2項の適用範囲については、譲渡人の無権利に限定されんとする無権利限定説と、譲渡人の無権利のほか、行為能力の制限、意思表示の瑕疵・意思の不存在、代理権の不存在、手形上の最終裏書の被裏書人と譲渡人との不一致などの譲渡行為の瑕疵にも及ぶとする政策的拡張説の対立がある。

無権利限定説は、16条2項が「前項の規定に依り」として16条1項の形式的資格を前提としていること、行為能力の制限等の瑕疵が善意取得によって治癒されると民法の善意取得の規定が無意味になってしまうこと等を根拠としている。

これに対して、政策的拡張説は、16条2項の「事由の何たるを問はず」との文言および手形流通の保護という善意取得の趣旨等を根拠としている。

判例の中には、無権代理を善意取得で治癒したと考えられるものがあるが（最判昭35・1・12 手形小切手百選24）、解釈は分かれている。

#### (2) 要件

##### ア 裏書の連続している手形の所持人からの取得であること

もっとも、裏書不連続の手形も、不連続部分について実質的権利移転があることを立証したときは、善意取得の対象となる。

##### イ 手形法的流通方法によって取得したこと

善意取得制度の趣旨は、手形の流通を保護することにあるから、裏書または交付という手形法的流通方法によって取得したことを要する。

##### ウ 譲受人が悪意または重過失でないこと

悪意とは、政策的拡張説によれば、譲渡行為の瑕疵を知っていることをいい、重過失とは、著しい注意義務違反により、それを知らなかった

ことをいう。その判断時期は手形の取得時である。

### 1 最判昭30・9・30 手形小切手百選51（裏書の連続の肯定例）

受取人欄の「愛媛無尽会社岡支店長」なる記載は、個人たる岡善恵に会社の支店長たる職名を附記して、個人たる岡善恵を指称するものとも解しうる。なぜなら、氏名に職名を附記してその個人を指称することは取引において、往々おこなわれ、また、本件では、その第1裏書における裏書人は明らかに岡善恵個人名をもってなされているから、かかる第1裏書の記載と対照して、本件「愛媛無尽会社岡支店長」なる受取人の記載は他に特段の事由のない限りむしろ個人たる岡善恵を指称するものと解するのが妥当だからである。とすれば、本件手形は裏書の連続に欠くところはない。

### 2 最大判昭45・6・24 手形小切手百選53（裏書の連続のある手形による請求と権利推定）できる!

原告が、連続した裏書の記載のある手形を所持し、その手形に基づき手形金の請求をしている場合には、当然に、手形法16条1項の適用を求める主張があるものと解すべきである。